

## 高松地方裁判所委員会（第21回）議事概要

### 1 日 時

平成22年12月2日（木）午前10時～午後零時

### 2 場 所

高松高等裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員）植村倫子，木原光治，木村斉，重松麓，幅田勝行，堀井茂，水沼祐治，三谷忠之，宮脇初恵，八木正一（五十音順，敬称略）

（事務担当者）坂本事務局長，青野総務課長，藤野総務課課長補佐

（オブザーバー）小松民事首席書記官，河野刑事首席書記官

### 4 議 事（■委員長，○委員，●説明者，△オブザーバー）

#### (1) 委員自己紹介（4月1日付け任命の幅田委員）

#### (2) 「研究者から見た裁判所について」の説明

三谷委員から，「研究者から見た裁判所」をテーマに民事訴訟の理想・理念，第三の波（手続保障），裁判所と当事者の義務，判決に対する満足度等について説明（講演）をいただいた。

● 各地方裁判所における民事第一審訴訟事件の全部認容率（実態調査に基づくもの）を比較すると，改正民事訴訟法施行前の平成3年度は90パーセント台から60パーセント台，施行後の平成12年度は80パーセント台から60パーセント台と，いずれも幅がみられる。

● 低い「全部認容」率の要因としては，依頼者のために無理をして訴えを提起している，あるいは，不法行為事例が多いことも考えられる。

#### (3) 意見交換

■ ただ今の三谷委員の説明をもとに意見交換を行いたい。

■ 民事訴訟事件は取下げで終了するものもかなり多い。

△ 過払金返還訴訟の新受事件が全国的に増加してきたことも一因となっている。消費者金融関係の事件では訴え提起後，期日外和解により取り下げるケースが多くなっていると思われる。

○ 裁判を起こすことによって，和解の話合いがスムーズに進むケースもある。

○ 民事訴訟事件の件数の多いことには驚いた。裁判所によって状況に差があるのは，県民性にもよるのではないかと思う。依頼者のために無理をして訴えを提起するというのは，どういう事情によるものか。

● 例えば，マンションや高速道路の建築差し止め訴訟において，運動の一環として，原告に被害を被った動植物の名前を入れて訴えを起こすことがある。アメリカでは，ジュゴンが原告として認められたケースがある。

■ 各地方裁判所によりばらつきはあるが，認容率の低さについてはどのように考えるか。

○ 一概にはいえないが，原告が必ず勝てる事件，かなり相手方の抵抗を受ける事件，負けそうだが勝てる可能性がある事件，負けると思ってやる事件もある中で，8割の全部認容率は高いと見ても不思議ではないという感じはする。また，高松の場合，判決後，高裁で原審を変更する確率は，和解まで含めると半分近くと高い。判決で変更される確率も4分の1から3分の1と高い。「適正」という点において，結論が妥当かどうかを議論すべき余地はあると思う。具体的に妥当，適正な判決を実現しなければ，裁判所は不信感を持たれてしまう。

そこをどう検証するかは難しいところである。

- 第三の波の話にあったように、当事者が主体でやっていくのが本来の姿だと思うが、現状及び今後の動向はどうか。また、裁判が長期化しているのが非常に気になる。民事訴訟は法改正により集中審理が取り入れられて短縮化が図られてはいる。世の中は複雑多様化しているので一概にはいえないのだろうが、当事者は早く結論を出してほしいというのが本音だと思う。何か良い方策はないか。
- 職権進行主義は、当事者に任せることにより、一つの事件の審理が延びると、他の事件も延びていかざるを得なくなるので、全体的なことを考えて、進行については裁判所に任せようというものである。ただし、裁判所が当事者の意見を全然聴かなければ不満が出る。第三の波は、もっと当事者に積極的に参加してもらい、言いたいことは言わせて納得させることも大事だという考えだろうと思う。当事者は自分の事件のことだけしか考えないので、あまり当事者任せにするのもどうかと思う。第三の波は、そこまでは傾かないのではないかと思うが、あとは当事者が納得できるような手続規定が設けられればよいと思う。裁判の迅速化については、例えば次回期日を決める際には双方の代理人弁護士の都合を聴くので、弁護士の都合で期日が延びてしまうこともある。
- 法廷外に三者が集まり、事前調整することで、迅速、適正化を図ることはできないか。
- 改正民事訴訟法は、弁論準備手続によって活性化を図るという規定になっているが、最近はやや形骸化しているのではないかと指摘もあり、実質的な運用を図っていくべきであるということが問題提起されている。
- 民事裁判の迅速化の問題については、いろいろな原因が錯綜しており、弁護士の方にも責任があるが、裁判所がいかに迅速化できる態勢を立てられるかによるので、裁判官の数を増やす必要がある。法改正による目的が達成できていないのではないか。また、争点の多い複雑な事件では、1件でも20件、30件分の内容であり、そのような事件に適正な判断をするにはそれなりに時間と労力がかかる。当事者と裁判所の時間と労力を減らすため、人的・物的な態勢作りが必要である。迅速だけではなく、当然適正に行う必要もある。市民等から絶えずそのような声を上げ、改善につなげていく必要がある。できるだけ争点整理を早くするなどすれば、短縮にはつながるが、市民が求める迅速性にまでつながるかといえば、今のままで努力しても到底そこまでいかない。弁護士の数は増えてきたので、仕事をする余裕はできてきたが、弁護士がフル稼働すれば、おそらく裁判所はその態勢が整っていないので、間違いなくパンクすると思う。
- 裁判をどう思い描くか。理念的には争いのある当事者が法に従って主張をし、その主張に見合った証拠という武器を持って戦い、裁判所はレフリーの立場となる。当事者は武器をどれだけ集められるかということで勝敗が決まることになる。ただ、裁判所は、単なるレフリーではなく、本来勝つべきものが勝つように釈明権を行使したり、立証を促したりする。一方で、あまり弱者救済をいうと、当事者が大量の証拠を持ってきて、この中から勝てる証拠を探してくれということにもなりかねない。そうかといって、当事者が必要な武器について説明すべきものだとして（当事者主義）、裁判所が短時間で説明の準備を求めることにも無理がある。本来的には、紛争が起こる前に態勢を整えていけばいいのだろうが、一般の市民の方の多くは、いつ訴えられてもいいように常に考えているわけではないので、いざ訴え提起の段階から準備を始めなければならないという場面も出てくるのではないか。
- 裁判員裁判対象事件では、裁判員制度の導入によって、審理期間がかなり短くなっているが、それ以外の事件はどうか。
- 裁判員制度が始まってからは、刑事事件では、検察官が自分の手をさらけ出して勝負するようなことが始まったので、かなり迅速化が図られている。
- 裁判は、延ばせば有利になるということはないのか。

■ 刑事事件では、決められた証拠で検討していくので、新証拠を作出するのは容易ではなく、延ばすメリットは基本的にないはずだと思う。また、アメリカ等の陪審制では事実認定に対する上訴は許さないで、先延ばしにするメリットはない。

○ 裁判員制度を見ると、一般市民から選ばれた人が裁判員となるので、比較的若い人だけがそろそろ年代が偏ると、決められた量刑に被害者が満足できないこともある。また、性犯罪やセクハラの裁判で女性からよく言われるが、あの裁判長だと駄目だという話も出る。裁判官は固定観念を持ったりしないか。

○ 評議は非公開なので、そのような印象を持たれるのだと思うが、制度としては、まず裁判員等選任手続期日において、不公正な判断をするおそれのある人を裁判所の判断で除外することがある。また、検察官と弁護士がそれぞれ4人まで、理由を告げずに除外してほしいという申出をすることができる制度になっている。その結果、残った人の中から最終的にくじで裁判員等が選ばれるので、若い人や年配の人がいつもよりも多いということはたまにあるが、年齢層に偏りがあるように見えても、意見が偏るようなことはなく、多様な意見が出されているという印象を持っている。

○ 裁判官は法律をよく知っている人格高潔な人だと一般に思われているが、個性豊かな人もいる。法と良心に従う裁判官に健全な社会常識あるいは取引界における常識に基づいて事実を見る目があるかということではなく、当事者が裁判官を説得するしかないのが現状である。具体的な事件で物事を見るのは裁判官の専権なので、健全な常識を備えた裁判官の養成制度を考えていくべきではないか。

○ 裁判官の待遇を向上させ、良識ある高度な倫理観を持った裁判官の育成を声高くいえないものか。

○ 法曹人口を増やすことにはなったが、裁判官は期待していたほど増えていない。一方、弁護士は増え、就職難にもなっている。これだけ身を削って高度な仕事をしている裁判官の給料は低いと思う。個人的には法曹を目指す夢はなくなってきている状況にあると思われる。将来、質の低下も懸念される。裁判官の増員について、弁護士会は昭和40年以前から要求し続けてきた。裁判官には個性的な人も多いが人格があり信頼できる人はもっと多い。ただ、国民から、裁判官にはこうあってほしいと要望されることは良いことだと思う。

## 5 次回予定

平成23年6月3日（金）午前10時から2時間程度

（場 所）高松高等裁判所大会議室（6階）

（テーマ）「高松地方裁判所における裁判員裁判の実施状況等について～制度施行後2年を振り返って～」